

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和8年6月22日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 刺し網（まだい・いさき流網）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
まだい・いさき流網漁業	飯島漁業協同組合共同漁業権区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	4隻	定めなし

申請すべき期間 令和8年7月1日（水）から同月31日（金）まで

許可の有効期間 令和8年9月1日～令和11年8月31日まで

## 2 固定式刺し網（雑魚建網）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
雑魚建網漁業	川内川河口右岸から飯島北端を見通す線と南さつま市野間岬南端から正西の線にはさまれた海域	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	2隻	定めなし
	南さつま市野間岬といちき串木野市羽島崎とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域	1月1日から12月31日まで	総トン数20トン未満	定めなし	2隻	定めなし

申請すべき期間 令和8年7月1日（水）から同月31日（金）まで

許可の有効期間 許可日～令和9年5月31日まで

## 3 固定式刺し網（いせえび雑魚建網）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いせえび雑魚建網漁業	点a、点b、点c、点d、点e、点f及び点gを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域 点a N 31° 50' 21" E130° 11' 23" 点b N 31° 50' 24" E130° 11' 13" 点c N 31° 50' 19" E130° 10' 51" 点d N 31° 50' 06" E130° 10' 34" 点e N 31° 49' 50" E130° 10' 49" 点f N 31° 49' 47" E130° 11' 04" 点g N 31° 49' 42" E130° 11' 09"	8月21日から12月31日まで	定めなし	定めなし	26隻	定めなし

申請すべき期間 令和8年7月1日（水）から同月31日（金）まで

許可の有効期間 令和8年8月21日（金）～同年12月31日（木）

注意事項 申請時に当該操業区域において操業を認められた者であることを称する書類を提出すること。

#### 4 あさひがにかかり網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あさひがにかかり網漁業	内之浦漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域	9月1日から4月30日まで	10トン以下	定めなし	1隻	鹿児島県内に住所を有する者

申請すべき期間 令和8年7月1日（水）から同月31日（金）まで

許可の有効期間 令和8年9月1日～令和11年8月31日まで